第VI部　日本（全難聴）からの発表

最後に高岡理事長以外の日本（全難聴）からの発表を紹介します。発表演題および氏名は以下の通りです。

要約筆記とは　浦中悦子
難聴者・中途失聴者が安心して診療を受けられるために　瀬谷和彦
日本における製品アクセシビリティ規格策定の参画　川井節夫
災害など緊急時のバリアフリーとネットワークシステムの確立
高木富生（代理発表　新谷友良）
アクセシブルコミュニケーションとしての要約筆記問題　井島和子
就労問題における難聴青年の取り組み　清成幸仁（代理発表　瀬谷和彦）

これに高岡理事長の発表を加えて計７題を日本から発表しました。例年国際会議では日本からの発表は１、２題程度でした。しかし、日本の現状をしっかりと訴えなければ、ということで全難聴では発表演題の公募を行いました。その結果、予想を上回る９題の申し込みがあり、難航した選考過程を経て７題に絞り込み、国際会議実行委員会に応募しました。その結果、７題とも採用され、晴れて会議での発表となりました。

日本の難聴者・中途失聴者福祉の現状や福祉向上のための取り組みがこの国際会議で報告されたことで、会議参加者の日本に対する理解がより深まったように思われます。IFHOH理事長（アメリカ）も日本での福祉サービスの提供が 70 dB からと聞き、驚きの声を上げたほどでした。

日本の難聴者・中途失聴者福祉が欧米福祉先進国に比べ、如何に遅れているか実感させられた会議でしたが、それでも貧困にあえぐ発展途上国よりはましだそうです。事実アジア・アフリカ各国から日本の援助を求める声を聞きました。

それでは、日本からの発表を紹介します。紙面の都合上、和文のみでの紹介となりますのでご了承ください。

要約筆記とは

浦中　悦子

１．要約筆記とは？

①要約筆記の必要性

要約筆記は難聴者の耳代わりとなって、健聴者が会議や、講演会などで発言者の話を聞いて、「OHP」(Over-Head-Projector)という光学機器を使って、透明なロールシートに話の内容を書き、スクリーンに拡大して映し、聴覚障害者に伝える「通訳筆記」です。

聴覚障害者は、スクリーンに書かれた文字を読みながら、話を理解する事が出来ます。

多人数の会合や講演会の場合は「OHP」を使った要約筆記やパソコンを使った要約筆記

を行います。又、少人数で病院や学校・役所などへ行く場合は、ノートテークが必要です。
中途失聴者・難聴者はしゃべる事が出来るため、外見からはわかりにくく理解されにくいです。手話の出来る難聴者が少ない現状で、要約筆記は彼らの主な情報保障手段として、なくてはならないものです。
中途失聴者・難聴者のコミュニケーション支援・情報保障をするのが「要約筆記」です。

②要約筆記の歴史

「OHP」は、１９６５年ごろ日本全国の、小・中学校で教材用として使われ始めました。その頃の、手話を知らない難聴者の会議は、自分の意見を紙に書いて回したり黒板を使って書いたりしていましたから長い時間がかかっていました。偶然、「OHP」に文字が映っているのを見た難聴者が、「これは自分たちの事に使えるのではないか？」と考え、工夫して使うようになりました。
紙は、花屋で花を包むのに使っていたセロファン(cellophane)を使いました。セロファンは当時は高価だったので、一度書いたものを持ち帰って、水洗いして何回も使っていました。
当初は、少し聴こえる難聴者や、手話通訳者が書き役でしたが、大変な作業なので、専門的に健聴者が書くようになり「要約筆記者」が誕生しました。
そして、１９８０年には京都で要約筆記サークルが誕生しました。その後、１９８５年に「要約筆記派遣事業」が「厚生省障害者社会促進事業」に追加され、国として要約筆記の整備に乗り出した。１９９９年には、厚生省は、「要約筆記奉仕員養成カリキュラム」を全国通達し、本格的に国の施策として要約筆記者を養成するという取り組みを開始することになった。

２．要約筆記の方法

①．機器を使う方法

[写真①　OHP の写真と要約筆記現場の写真]

使用するもの・ロール紙（roll of cellophane)

・マジック（Magic Marker)

・偏光グラス

・白に手袋　などの実物を見せる

[写真②　OHC の写真と要約筆記現場の写真]

ＯＨＣのステージの上で書き、頭上のカメラで捉えた文字をビデオプロジェクター（映写機）でスクリーン上に映し出す方法

使用するもの・白い紙

・マジック

・ビデオプロジェクター

②. パソコンを使う方法

［写真③　パソコン要約筆記現場の写真］

手で書く代わりに、キーボード入力する方法

使用するもの

・ノートパソコン

・プロジェクター

③. ノートテーク用紙(notepaper)・ホワイトボード(whiteboard)などを使う方法

[写真④　ノートテーク用紙とハワイトボードの写真とそれを使っている現場の写真]

野外での行事や、移動しながら要約筆記する時などに利用します。

小さいサイズのホワイトボードは、携帯することが出来て、筆談による普段の会話や、ちょっとした伝達に便利です。書いた字を消して、何度でも書くことができます。

３．要約筆記の現状

①. 活動の場(The activities)

講演会・会議などでは主に、ＯＨＰ・ＯＨＣ・パソコンでの要約筆記をします。また、ノート(notepaper)やホワイトボード(whiteboard)を使って学校・病院・議会・難聴者との交流会では電車やバスの中や屋外での要約筆記をおこないます。珍しい場所での活動ということでは、結婚式やお葬式、法事といった所での要約筆記をしたという報告もあります。

又、要約筆記活動を広く市民や学校の生徒たちにも知っていただくために、小学校・中学校・高校の「ボランティア体験学習」や「福祉教育」の一端を担っています。一般の方たちには、「福祉のつどい」などで「要約筆記体験コーナー」を設けていただき要約筆記を知っていただく活動を続けています。

②. 難聴者と要約筆記者の関係

要約筆記活動は、難聴者との強い信頼関係がなければ出来ません。要約筆記者には要約筆記の活動中に知り得た難聴者のプライバシーを他人にむやみに話たりしてはならないという「守秘義務」があります。この信頼関係をもとに、難聴者と要約筆記者がお互いに協力しあいながら、運動や活動を進めています。

４．要約筆記の今後

①. 要約筆記の展望

日本は今後、長寿社会の中、難聴者の比重はますます高くなってくることが予想されます。しかし、手話のわかる難聴者は少ないのが現状です。中途失聴者・難聴者のように日本語に慣れ親しんで来た方たちにとっては、手話を使いこなすのは大変むずかしいものです。手話を使いこなせない中途失聴者・難聴者にとってはそのコミュニケーションのもど

かしさは想像を絶するものです。そこで、要約筆記が中途失聴者・難聴者にとってはとても重要なものになってきます。要約筆記を利用する人たちからは、「要約筆記による情報保障は生きていくための基本的な権利」という声もあり、より確実な情報保障が求められています。しかし残念ながら、わが国においても要約筆記は知名度が低いために、要約筆記者は現在不足しており、担い手が求められています。

公的な制度としての要約筆記者派遣は、１９８５年から始まりましたが、難聴者の個人的な要求に対する派遣は遅れています。運動を進めて行って個人的な派遣を認めている地域も出てきたが、まだまだ少ないのが現状であり、これから実現されなければならない大きな課題です。

②．要約筆記者の養成

要約筆記は、話を聞いて、まとめて、文字に書いて伝えるという作業です。要約筆記に対する評価を高めるには、技術の高い要約筆記者を育てることが必要であり、厚生省は１９９９年に、要約筆記者の養成のため５２時間の「要約筆記奉仕員養成カリキュラム」をまとめたが、すべての要約筆記者がこの時間数の講座を受講する体制にはまだ至っていません。

しかし、この講座の実施により、今まで受身の立場だった聴覚障害者が積極的に講座にかかわるようになりました。それまでは「難聴者体験」を話すくらいだったが、厚生省のカリキュラムでは、難聴者が積極的に要約筆記者とペアで講師をつとめるようになってきました。

５．要約筆記の活動紹介

①．組織について

ＮＰＯ全国要約筆記問題研究会という全国組織を持って、要約筆記に関係する問題を研究しています。

②．活動について

・「全要研ニュース」を毎月一回発行して、各地の活動の様子や講習会の案内、全国的な活動の状況をまとめ、技術的な研究情報など要約筆記の活動に関する最近の情報を伝えています。

・全要研集会を年一回開催しています。

・全国を１１のブロックに分けて、ブロック単位で要約筆記者を組織しています。

・「要約筆記奉仕員養成講座テキスト」を初め、要約筆記を学ぶ上で参考になる出版物を発行しています。

難聴者・中途失聴者が安心して診療を受けられるために

瀬谷和彦、高岡　正

１．はじめに

このガイドブックは難聴者・中途失聴者の病院への願いをまとめたものです。日本は単一民族国家という宿命を背負っているためか、日本語が聞き取りにくい難聴者・中途失聴者に対して、「聞こえないのが悪い」、「能力がない」といった考えが根強く続いていました。そのために、病院診療においてもその影響が大きく、難聴者・中途失聴者への対応が野放しになっていました。

このガイドブックを作成するに至ったきっかけは１９９２年、６５歳以上の難聴・中途失聴老人を対象に行ったアンケート調査で生活で一番困ることに６６％が病院問題を掲げたことでした。

そこで、中央共同募金会の助成を得て、このガイドブックを１９９３年に作成した。そこで、このブックの内容について説明したいと思います。

２．ガイドブックのなれそめ

このガイドブックを発案したのは日本の名古屋に住んでいる吉田俊子さんです。彼女は病院の受付で呼び出しを聞き逃し、夕方掃除婦が来るまで待ち、診察を受けられなかった経験を持ちます。彼女はこの経験を二度としたくないと誓い、後述の耳のシンボルマークを名古屋市内の病院に普及させることで、難聴者や中途失聴者が安心して診療を受けられるようにしました。

さらには、胃ガン検診についても独自にアンケート調査を行って、難聴者・中途失聴者がいかに検診で困っているかを明らかにし、がんセンターに送ることで聴覚障害者だけの特別検診車を１９８７年に実現させました。この福祉サービスは、現在も継続されています。

彼女は全難聴法人化の際、耳マーク部長となり、このガイドブックの提案をしました。当初は難聴者自身で努力するためのアドバイス版と病院への理解と協力を求めた冊子の２冊発行を検討したが、現在は１冊にまとめられています。

３．難聴者が病院受診で困ること

作成当時のアンケート調査で、病院受診で困ることで特に多かったのが以下の項目です。

（１）受付での応対
（２）会計精算の呼び出し、
（３）診察時の医師との会話
（４）レントゲン検査時
（５）薬の説明がない

昔の日本は家族が多かったため、付き添いによる通院が可能でした。しかし、今は核家族

化が進み、ほとんどの場合付き添いが困難になりました。
しかし、難聴のメカニズムがまだはっきり理解されていない状況で不勉強な医師が多く、「よく聞きなさい」、「もっとよい補聴器をつけるように」という医師がかなり多くいました。また、難聴者には筆談だけでなく、手話や読話、補聴器を得意とするなど、様々なタイプがあるため、難聴の多様性を理解し得ない医者にとっては、とまどいを覚えるばかりではなかったかと考えられます。
検査でも、レントゲンの場合息を吸う、止めるポイントが重要であります。また、バリウム検査でも位置や動きの指示に従わないと正確な診断が出ません。難聴者・中途失聴者は「聞こえない」と訴えるが、検査担当はではどうすればいいのかが、わからずお互いにストレスがかかる状況となってしまう。
最後の薬の問題ですが、これも、飲み方がわからないために、憶測で服用してしまい、病状を逆に悪化させてしまったケースも多々あります。
その他にも入院した場合、外部との連絡はファックスしかありません。そのファックスの設置さえ認められないとことが多いという状況でした。

４．耳のシンボルマーク

ガイドブックの作成に当たって特に力を入れたのが、耳のシンボルマークの説明です。このマークは日本の故高木四良さん（２００１年没）が発案したもので、同じく名古屋の星野善晃さんがデザインしたものです。耳に音が入ってくる様子を矢印で示し、一心に聞き取ろうとする姿を象徴したものです。１９７５年１１月に名古屋市で「標示物」として制定され、名古屋市内の行政機関、病院・銀行などの公共機関の窓口に通達されました。この効果は絶大で、シンボルを見せるだけで耳が不自由な方とわかり、適切に対応をしてくれるようになりました。

しかし、このシンボルマークは名古屋だけのもので全国に普及されるにはかなりの年月がかかりました。そこで、全難聴ではこのガイドブック作成に当たって、耳のシンボルマークの説明を入れ、普及に力を入れたのです。

その結果、シンボルマークに対する理解が深まり、全難聴も２００３年にこのシンボルマークの意匠登録をしました。いまでは、ほとんどの都市ではみみのシンボルマークを提示すれば、難聴者・中途失聴者に適切な配慮をしてくれるようになりました。

しかし、日本全体に普及するにはまだまだ時間がかかりますので、全難聴はこれからもＰＲに力を入れております。

５．最近の科学・技術の進歩

このガイドブックの発行から１０年近く経ちましたが、この間の科学技術の進歩は並々ならぬものがあります。

まず、難聴のメカニズムでは、外有毛細胞と内有毛細胞が異なった役割を果たしていることが知られるようになってきました。すなわち、外有毛細胞は音の内容を、そして、内有毛細胞は音の大きさを伝えると考えられるようになってきています。まだ、完全ではあ

りませんが、このような科学の進歩は医師にも難聴を理解する手助けとなったことは否定できないでしょう。

また、技術の進歩もありました。電光掲示板です。薬や精算の時の呼び出しに電光掲示板が使われるようになりました。さらに、合図君という双方向無線によるバイブレーターも呼び出し時に活躍するようになりました。また、レントゲン装置にも文字表示が入るようになりました。

ファックスも普及し、病院内に必ずおかれるようになりました。

それ以外にも、国の指導により、薬の処方を絵などを使ってわかりやすく説明するシステムが生まれました。

これらの進歩のおかげで難聴者・中途失聴者は１０年前と比べて、聞こえないことにストレスを感じることなく、受診できるようになってきました。これも、目立たないですが、この病院受診ガイドブックのおかげでもあるのです。

６．今後の課題

しかし、まだまだ解決しなければならない問題がたくさんあります。

特に、字幕放送用テレビはまだまだ高価であり、なかなか手に入りません。病院でも字幕放送用テレビを購入しているところは大手のところのみと考えていいと思います。今、日本ではアナログ放送がデジタル放送に移行しつつあります。しかし、デジタル放送用のテレビも非常に高価であるため、病院で購入してくれるかどうか不明です。

さらに、これらのサービスも大都市の病院ならではであり、地方に行けば行くほど設備が貧弱になり、同時に難聴への理解が落ちてきます。日本では、福祉行政を地方に肩代わりさせる政策を採っているため、地方自治体は資金の確保もままならない状況になります。そういった中で、全難聴は国から地方自治体への助成の拡大を目指して動かなくてはなりません。

この病院受信ガイドブックも来年全面改訂を行う予定です。内容がますます充実したものになることでしょう。難聴者・中途失聴者への理解がますます深まり、日本全ての難聴者・中途失聴者がストレスを感じることなく安心して病院を受信できる日が早く、くるよう期待しております。

日本における製品アクセシビリティ規定策定の参画

川井 節夫

はじめに

心理学上、人は聞くことを余り意識できないと言われています。健常者は聞こえないことを意識しにくく、聴覚障害者の不便さに対して、理解しにくいことが聴覚障害者の大きな問題です。その対策の１つとして、社会制度の法律、規定の策定があります。聴覚障害者として、社会にある各種製品のアクセシビリティを検討する委員会に参加し、主張したこと、各種規定に反映してきたことを述べてみたい。

例えば、聴覚障害者は情報通信機器のテレビ、電話を手で取り扱うことはできるが、そこからの情報の取得は音声によるものが多く理解が困難です。又はパソコンを使ってテキスト化された情報取得は健常者と同様にできるが、パソコンの機能操作習得が現状においては困難です。

日本には従来、障害者向けのパソコンのアクセシビリティ規定があったが、その対象者は肢体不自由者等に対するものでした。パソコンを自由に操作･理解するためには、専門的知識の理解が必要であるが、音声を介して受けるものであり、パソコンの機能･操作の習得が難しい。こうした対策が含まれていない等により、従来の規定は聴覚障害者を素通りするものでした。

ガイド 71

1998 年、日本の経済産業省は社会に存在する「製品」全てに対して、高齢者･障害者がアクセスできるような規定作りを目指す委員会を設置した。社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（以下全難聴という）はオブザーバーで参加しました。策定する表題はガイド 71「高齢者及び障害のある人々のニーズに対した規格作成配慮指針」と呼ばれ、社会にある全ての製品に関する指針です。このガイド 71 は日本から国際提案し、2001 年 11 月 ISO/IEC の共通ガイドとして採用されました。

検討委員会に参加するに当り、聴覚障害者としては次ぎのことを考えました。つまり、製品主体のみの表現では、聴覚障害者に対する配慮は思いつかず、規定は聴覚障害者を素通りします。そこで、製品の使用、製品の購入選択、機能理解、修理連絡、等には必ず音声が介在する等、聴覚障害者は製品そのもの以外の問題があることを理解してもらう必要があります。情報保障が必要であることを主張しました。結果、それらの問題について、委員会の議論の中で、製品の使用を助ける「サービス」のコトバを規定の中に盛り込むことになりました。本来、聴覚障害者ばかりでなく、他の障害者にとってもサービスの表現は必要であったと考えます。

つまりガイド７１全体を通じて「製品やサービス」という一塊の表現しています。また、特に聴覚障害者の関しては代替手段としての文字表示、手話などの使用を明示しました。

共通指針

ISO 及び IEC の共通指針として、採用されたガイド 71 は日本において、2003 年 JIS 化されました。ガイド 71 においては社会における全製品を対象としているので、その記述はごく一般的で、汎用的であり、細部の情報に問題が生じやすい聴覚障害者にとってはきめの粗いものでした。この点は他の障害者にとっても同様であり、このため、更に具体性のある規定作りが必要と判断され、特に日進月歩の情報通信分野共通指針の策定が急務とされ、「高齢者・障害者等配慮設計指針ー情報通信における機器，ソフトウェア及びサービス」という表題の共通指針である JIS 規定を 2001 年から 2004 年の間検討し、ガイド７１の第２層として策定した。全難聴はこの共通指針 JIS 規定策定のための委員会に委員として参加した。ガイド７１と共通指針の関係はこの第１図の通りです。

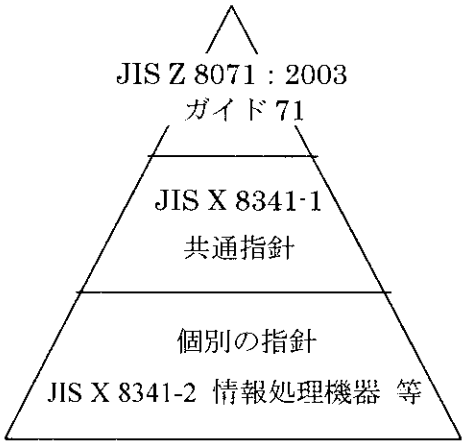

第１図　アクセシビリティ規定のピラミッド構成

本共通指針の適用範囲は主に高齢者、障害のある人及び一時的な障害のある人が情報通信機器、ソフトウェア及びサービスのアクセシビリティが可能なように企画、開発、設計をするときの指針である。細部は参考資料を参照して、ここでは特に基本的要件を述べたい。

基本的要件に記述された内容は聴覚障害を例に見ると以下の通りです。

「聴覚による情報入手が不自由な状態にあっても操作又は利用できる。」とあり、聴覚障害者でも、電話、テレビ、パソコン操作が健常者と同じように利用できるという要求が表されています。この基本的要件の表現は適切と考えます。他の障害も類似の表現をしています。情報通信機器の設計者が機器のシステムを設計する場合、より具体的なイメージがあれば理解しやすいです。そのため、共通指針に対する例示として、多数表現されています。聴覚障害者に関係する代表的例示は表示の通りです。

・マルチメディアコンテンツを再生する機器はクローズドキャプション、副音声などの代替情報を表示・再生できるようにします。画像、音声などの情報には、音声説明、代替テキスト、キャプションなどの代替情報を提供します。

・テレビ受信機はクローズドキャプション、副音声などの代替情報を表示・再生できます。

等数多く参考として例示されています。

おわりに

2004年5月ガイド71の第2層として、本共通指針JIS規定が設定されたが、更に具体的な規定が必要であり、第3層として、Webアクセシビリティ、情報機器アクセシビリティ、通信機器アクセシビリティの個別指針の検討が日本において、進んでおり、全難聴も委員として参加しています。

現状世界の社会生活技術レベルと聴覚障害者の対応を考慮すると、ISO が情報通信機器のアクセシビリティ世界標準を策定するに当って、本共通規定を基本に考え、検討することは適切と考えます。

本規定は、法律的な強制力はありません。目標を示す任意規定であります。任意規定であっても、日本は約５０年前に当時として、理想的な工業規格を定め、努力した結果、工業規格を超える製品品質を作るようになり、世界トップレベルの工業力を持つに至りました。任意規定であっても、強制力に等しい効果があります。理想的な目標を掲げ、努力すれば、世界の情報通信機器に対するアクセシビリティレベルが飛躍的に向上すると信じます。

また、ガイド７１から共通指針に至る規定の策定に聴覚障害者が参加して、直接、規定に盛込むコトバを主張できたことは、規定の実効性を増したと思います。各国の聴覚障害者の皆さんも、ISO のガイド７１から具体的規定を策定する場合、国情に合わせて、議論するとき、是非、聴覚障害者もその議論に参加されるよう推奨したいと思います。

災害など緊急時のバリアフリーとネットワークシステムの確立

高木　富生

１．はじめに

１９９９年９月３０日午後０時半、茨城県の東海村にある核燃料加工会社「ジェー・シー・オー（ＪＣＯ)」東海事業所で臨界事故が発生しました。当時東海村には聴覚障害者が６５名暮らしていたが、広報車が６台出たにもかかわらず、最後の２人の安否を確認したのが、翌日の夕方でした。

さらにさかのぼって１９９５年、１月１７日午前５時４５分、神戸市でＭ７．２の直下型地震（阪神・淡路大震災）が発生、６４３３名が死亡しました。多くの難聴者・中途失聴者も犠牲になりました。

こういった大きな災害が発生した時、発生後の情報保障が不十分だと、難聴者・中途失聴者にかなり大きなストレスがのしかかってきます。

東海村臨界事故では防災無線で「外に出ない」よう呼びかけたため、一人暮らしの難聴者・中途失聴者には気がつかなかった人が多くいました。

また、阪神・淡路大震災では避難場所での食事の給付や給水もアナウンスがよくわからず、受け取り損ねる例が出たりしました。

このように、難聴者・中途失聴者の大多数においては、存在に明確性がなく、そのために必要な支援処置が関係方面に十分に伝えられていないこと、また、自らの組織の体制について、具体的に議論されていないことが、大きな要因としてあると考えられました。

しかし、他の障害者の例に漏れず、難聴者・中途失聴者の人権擁護において非常に重要なのは自己決定権の行使です。災害などの緊急事態発生において難聴者・中途失聴者が自己決定権を行使できるためには、詳細な情報の文字や絵などによる提供、すなわちアクセシブルコミュニケーションの確立が重要です。

これらの事態を重視した全難聴は、全要研と連携し、難聴者・中途失聴者のための災害など緊急時対応マニュアルを作成し、２００２年に完成させました。

今回は日本で災害などの緊急事態が生じた時に備え、どのようなシステムを整備すべきか、あるいはどのような対策をとるべきかについてまとめてみました。

２．災害に備えて

２－１　平常時からの難聴者・中途失聴者の把握

災害発生直後の混乱の中で、難聴者・中途失聴者が避難するときには、周りの人たちの協力が必要です。災害が発生した場合に安全・迅速に避難するため、まず普段から難聴者・中途失聴者と地域住民との交流を深め、非常時に際して避難誘導などを行えるような支援体制を築いておくことが必要です。

また、市町村は難聴者・中途失聴者の生活実態や世帯構成等を把握し、これをもとに難聴者・中途失聴者名簿を作っておくことが必要です。なお、名簿の作成・管理に当たって

は、難聴者・中途失聴者のプライバシーについて十分配慮しなければなしません。

２－２　情報伝達体制の整備

災害が発生した場合、被災者にとって、親族の安否、財産の喪失など被害の状況や安全な避難場所などに関する情報が重要となります。しかし、災害発生直後は通信手段が寸断され、正確な情報伝達が困難な状況も想定されます。特に難聴者・中途失聴者には情報が伝わりにくいので、市町村は日頃から、あらゆる場面を想定した伝達方法（ファックス、メールなど）について検討するとともに、難聴者・中途失聴者関連団体や消防などの関係機関と連携した情報伝達体制を確立しておく必要があります。

また、災害が発生した場合、住民を迅速に安全な場所へ避難させることが必要です。

このため、市町村は大規模な災害による被害を想定し必要な数の避難所をあらかじめ指定し、住民に知らせておくことが必要になります。さらに、難聴者・中途失聴者が支援を求めることができる非常時の連絡先を、併せて周知しておくことが重要です。

また、避難所には難聴者・中途失聴者の利用にも配慮し、ファックス、文字放送対応テレビ、補聴器の電池などを設置することが必要です。

３．　災害発生時の対応

災害が発生した場合、住民は混乱しパニック状態に陥ります。このため、住民に正確な情報を伝達し、的確かつ安全に避難誘導することが非常に大切です。市町村においても混乱の中とはいえ、冷静迅速に対処し、住民に安心感を与えることが必要となります。

３－１　情報の伝達

災害の規模に関わらず、防災関係機関への通報を正確に行うことにより、その後の被害を最小限にすることができます。しかし、被災者にとっては、通信手段が寸断され正確な情報を入手することが困難になることから、誤った情報が住民の間に伝わり、混乱を大きくすることが十分予想されます。

このようなことを想定して、市町村は難聴者・中途失聴者に対してはファクシミリ、要約筆記通訳、手話通訳、文字放送やメールなどによる情報伝達を行うことが必要です。

３－２　難聴者・中途失聴者の避難誘導と安否確認

災害が発生した場合、難聴者・中途失聴者を誘導し、避難所へ避難させることが必要になります。さらに、避難後は、避難できないまま自宅にとどまっている人がいないか、避難所における難聴者・中途失聴者の被災状況はどうなっているかについて早急に把握しなければなりません。

３－３避難所の設置

災害発生後、被災者が当面生活するのは避難所となります。避難所には、子どもから高齢者まで、ひとり暮らしの人から大家族まで、さまざまな人たちが生活を共にすることになります。

このため、避難所の選定に当たっては、あらゆる人にとって生活しやすい施設としての整備が必要となるのです。

各避難所には、避難所を維持・管理するため、原則として市町村職員を管理責任者として配置し、被災者台帳を整備することが重要です。さらに、この被災者台帳に基づき、特に、難聴者・中途失聴者については、アクセシブルコミュニケーションに関するニーズを十分に把握し、サービス提供できるようにしなければなりません。さらに、難聴者・中途失聴者からの相談を、直接受け付ける窓口を通訳者とともに避難所や近隣に設置するなどの配慮も重要となります。

４．　災害発生後の対応（２、３日～約１月）

一般的に大規模な災害においては、行政などの組織的な応急救助の実施が可能となるまで災害発生後２、３日を要するといわれており、この時期から避難者の支援などの本格的な応急救助活動が開始されることになります。なお、災害の規模によって、この避難者に対する支援の期間は、災害発生後、概ね１週間から約１月程度と考えられます。

まず、基本的に重要なのが、避難所の運営ですが、災害発生後２、３日経過すると一定程度の落ち着きを取り戻し、基本的なルールなどが確立してきます。このような中で、食料や救援物資の提供などが適切に行われることが必要となりますが、市町村などにおいては、特に難聴者・中途失聴者に対する情報提供に留意し、これらの人たちが食料などの提供を受けられないことのないよう要約筆記者・手話通訳者の配置や掲示板の設置などに配慮する必要があります。

聴覚障害者のように一見すると障害者と気づきにくい人たちへの情報伝達について、特に配慮する必要があるのです。

５．最後に

現在、本論文で述べたことを各地方自治体や福祉関連機関に訴えています。また、難聴者・中途失聴者のための災害など緊急時対応マニュアルの配布も積極的に行っています。

最近はＴＶ局で災害発生時に画面を一部ずらして、文字情報を迅速に提供するようになりました。また、地域によっては消防署と連携して、緊急事態に消防署から連絡を受けられる体制を整えたところもあります。

これからも災害時において、十分なアクセシブルコミュニケーションをめざして、活動していきたい。

プレゼンテーションでは災害の様子や難聴者・中途失聴者のための災害など緊急時対応マニュアルの内容なども紹介したい。

アクセシブルコミュニケーションとしての要約筆記問題

井島　和子

聴覚障害者のコミュニケーション方法の１つである「要約筆記」は文字通り、健聴のボランティアが話し手の言葉を要約しながらメモやオーバーヘッドプロジェクター(ＯＨＰ)を使いスクリーンに投影し、文字化することで、中途失聴・難聴者や加齢による老人性難聴者にとって、聴覚に障害をもった時点で不自由なく回りとコミュニケーションや情報収集をするために重要な役割を果たすことができる不可欠な手段です。未明に京都の難聴者会議で難聴者自身が書きだしたのが「要約筆記」の始まりで、本格的に 1955 年末に、東京の難聴者団体が使いだしたのが最初といわれ、1981 年から公費による筆記通訳奉仕員の養成が始まり、奉仕員の登録が実現。1984 年からは公費派遣が実施。そして今日の日本においての要約筆記育成事業は1999年4月に厚生省から通達された要約筆記奉仕員養成カリキュラムより本格化始動開始されました。全国展開に至るにあたり 50 年近い歳月がかかっている大掛かりな事業です。

このカリキュラムは全難聴と全要研が主軸となり、「基礎課程 32 時間」、「応用課程 20 時間」と考え、最低限要約筆記者として必要な情報を伝えることのできる技術を身に付けた要約筆記者育成を目指した内容を検討しました。それを元に要約筆記奉仕員講座で使用するテキストを受講者用と指導者用とに分けて作成。5 年前にスタートしたカリキュラムということで年々テキスト内容の改訂をする部分が発生しており、特に飛躍的にパソコン要約筆記が伸び始めましたが、手書き要約筆記と同様に大きな問題が発生し、カリキュラム作成時に問題にならなかった様なセキュリティ問題等が発生し、カリキュラム内容をも再検討する時期にきております。

しかしながら、要約筆記者養成カリキュラムが厚生省から本格的に通達されてことにより、私達は多くの課題を抱えながら要約筆記者養成事業を進めています。その課題の中でも特にこれから大きな課題となるのは下記の事柄です。

【問題点】

●日本では要約筆記者の育成及び派遣の現状は地域毎に開きがあり、日本国内統一基準にはなっていない。

●要約筆記者が誕生しても地域によってその人材の受け皿が整備されていないことが要約筆記者の活動の場を狭める原因になっている。

この２つの問題点は要約筆記者を日本で公的な資格化にするにも、この過程を早く整えなければならない重要ポイントです。前者の課題をクリアする為には、まずこのカリキュラムを要約筆記奉仕員講座で時間数・技術を完全に消化することが必要となります。

・時間数に関しては地域毎に難聴者協会が地元の福祉課に要約筆記奉仕員講座の予算を組

み込んで頂き、金額内でこの会場場所確保と講師選定し謝礼金を決定すること。

・技術に関しては講師が一定基準の要約筆記者としての技術と聴覚障害への知識を習得するとともにリーダーの自覚を持てるようにすること。

この２つが揃って初めて日本統一基準への道が開かれます。技術習得を目指す要約筆記者のために確実な時間数の確保、熟練した要約筆記講師の存在は、要約筆記派遣に際して、通訳者レベルの維持にもつながります。

後者の課題をクリアする為には、講座後の受講者の練習場を提供し、講座だけの知識で終わらせないようにしなければなりません。各種サークルは講座関係者が提携するサークルであることはもちろん、講座終了後の新人トレーニングや技術内容の欠如などの把握を本人はもちろんのこと、指導者も個々の要約筆記技術と難聴問題知識を把握しながら、要約筆記者がステップアップするように働きかけなければならないでしょう。

上記は、要約筆記者だけが考慮する事ではなく、私達中途失聴・難聴者が全体に目を配り、「講座の目的」が何であるかを明確にすることが重要です。講座が終えたら、安心するのではなく、「最終目的」である要約筆記者の派遣体制までの過程を整えること。その過程が整えて初めて資格化制度の実現交渉が始まるともいえましょう。

【日本での中途失聴・難聴者の意識問題】

要約筆記はどうしてこれほどまでに中途失聴・難聴者に必要なのか、その必要性は何であるか、それは言語によるはなし言葉(日常会話、テレビ、ラジオ、授業、等)が生きていくことに不可欠であるからであるのは言うまでもありません。深く掘り下げますと、風の音、水の音、等の自然音や人のざわめきや効果音等といった副音ともいうべきものもありますが、社会と社会を、人間と人間を、結びつけるのは主音とも言える日常会話です。コミュニケーション・情報障害の暗闇の中で中途失聴・難聴者が光を求めてやまないものは、失われてしまった「音声の再現」です。音声情報の断片を収集する苦悩を個々がもち、悩み続けている現状を打破するために「要約筆記」という方法が編み出されたわけですが、日本では「人の手を借りる」という意識が強く、「音声再現の権利」を自覚する者が少ないため、障害をもった多くの人間は口をつぐんで生活をしています。

私は22歳時に聴覚障害をもち、健聴者を取り巻く音の世界を認識し、音のない世界に入った時の喪失感・脱力感を体験しました。それは中途失聴・難聴者の苦悩を知ったからではなく、「社会的権利」がそこに存在していなかったからです。先進国と言われながらも障害者の「権利の主張」と「権利の実現」がそこにはなかったのです。

それから多くの歳月が流れました。

今、日本の全難聴の強い要望が行政を動かしつつあります。

学校教育、就職問題、地域活動をスムーズにするために私達は要約筆記者という媒体を利用していくこと、要約筆記という福祉サービスを社会福祉に盛り込むことは、聴覚障害者の生活にどれだけの福音をもたらすのか想像がつきません。

「音声再現」の実現は、人生においての「喜び」や「楽しみ」となるか健聴者には想像もできないくらいの産物となることは間違いなく、ただ授業の黒板を書き写すだけの学校生活から、先生の人生経験談を聞きながら自分の夢をふくまらすこともできるにようになります。また他人の発表について耳を傾けることができることによって学習意欲促進や、人生において共通意識をもつ友達との出会いも高まるだろうし、国際社会に目を向けていくことは必然のこととなるでしょう。

「聞こえない」「聞き取れない」という障害からの孤独感・疎外感を自分の心から消し去ることができるのは要約筆記という存在以外ないのではないかと思います。特に人生途中において中途失聴・難聴者なった方には手話を習得せずに社会生活に不便なく参加するためにはこの要約筆記は救世師そのものではないでしょうか。しかも要約筆記者という媒体を通すことより聴覚障害者に戸惑っていた回りの人間が、ペン１本で意思疎通、コミュニケーションをとれるという簡単な方法を気づき、活用し始めるに違いありません。そうした単純な方法を用いるのに私達は長い期間、公的派遣問題や要約筆記者養成に携わっています。日本では手話通訳の公的派遣が達成しているのに何故、要約筆記が増えない、認められないのでしょうか？それはやはり中途半端な聞こえで自らの障害を諦め、また声を出していくことを恥かしんでいる聴覚障害者の自立意識の低さではないでしょうか？

これは世界共通の問題でもあるのかもしれないが私達聴覚障害者は聞こえの障害程度が低くても大きな心の傷となっていることが多い。私達は心の傷を癒し、明るい道を歩む為にも今、声を出して要約筆記問題に取り組まなければ永久に達成できないでしょう。

職業問題における難聴青年の取り組み

清成　幸仁

１．序論

我が国の障害者雇用は「障害者の雇用の促進に関する法律」（以下　雇用促進法）にて措置されているようではあるが、実態は雇用を義務づけられている常用労働者に対する障害者の雇用率１．８％以上を達成する企業はまれです。

雇用率未達成企業は足りない人数１人につき月額５万円の障害者雇用納付金を支払わなければなりません。一方、1.8%を超えて障害者を雇用している企業などには、調整金・報奨金・助成金などが給付されます。しかしながら、法定雇用率の制度が義務化されたのは1976年だが、全国平均の障害者雇用率が法定雇用率に達したことは一度もありません。

2002年６月現在では、法定雇用率の1.8%に満たなかった企業が57.5%と過去最多になった。「障害者を常時雇用するよりも納付金を支払う方が経費的には安い。」という考えもあるようで、企業側としては障害者を雇用することは「非効率」「経費がかかる」と捉えられがちです。

また、聴覚障害者が取得できない資格免許は数多くあり、就労への制限も事実上ありました。これを「欠格条項」というが、国内障害者団体の運動で大幅な見直しが行われ、資格取得への道は少しではあるが開かれました。

しかしながら、就労に関する「入口」を見直しているだけで、最も切実な問題である「就労中」についての問題解決に関する取り組みはまだまだ途上であると言えます。難聴者はコミュニケーション障害により、日々の業務連絡、会議、研修等への支援が欠かせません。

しかし、実態をみると支援は限りなく少ないのです。雇用促進法においても就労中の支援についてはあまり具体的には触れられていません。先述した障害者雇用納付金制度に基づく助成金においては聴覚障害者に対して「手話通訳」への助成はあるにも関わらず、手話を取得していない、理解できない難聴者が必要とする「要約筆記」への助成には触れられていません。なお、聴覚障害者のコミュニケーションについて厚生労働省が調査した「平成８年身体障害者実態調査及び身体障害児実態調査の概要について」によると、国内の聴覚障害者は約３０万人であるが、うち手話が十分に使える人は、約４．３万人（１４．１％）という結果がでています。単純には言い切れないが、残り８０％は十分に手話を理解できていないと解釈した場合、これらの助成制度には不備があるといえるでしょう。

そういうことから、今現在働いている難聴者は本当に十分な支援を受けているといえるのか、全難聴青年部ではその問題を取り上げ解決していくために複数年に渡り「職業問題に関する事業」を展開しました。

２．全難聴青年部とは？

全難聴は各都道府県単位の難聴者協会５９団体が会員として登録されています。その各地域協会には青年層を対象とした「青年部」という専門部があります。地域によっては青

年層が不足し部として存在しない地域もあります。

これらの各地域協会青年部より２～３人の代表者を選出し全国組織を形成しています。また、現在は関東・近畿・中四国ブロックが単位組織として運営されています。
全国組織としては「全国難聴者青年活動者研修合宿」「全国聴障青年の集い」を２大事業として毎年実施し難聴青年の交流の場を設けている。この他にホームページ等の広報活動も実施し、情報提供も行っています。

３．職業問題への取り組み

２００２年名古屋市で開催された「第２１回全国難聴者青年活動者研修合宿」では難聴青年が抱えている諸問題を６課題とりあげ、事業化する討議を行った。その中で「職業問題」が事業案として採択され「職業プロジェクト（以下職業ＰＪ）」と命名しました。
柱を聴覚障害者がいる職場改善を目指すマニュアル作成におき、全国公募でプロジェクト委員（以下ＰＪ委員）を募集しました。総勢約２０名程を「マニュアル作製班」「アンケート班」「情報収集班」「渉外班」「マニュアル活用班」に分けメーリングリストを活用し日夜議論を続けました。

「マニュアル」作成に向けて全国に職場実態に関するアンケート調査を行い約１６０名からの回答を得ました。マニュアルに結果が掲載されているが、職場での情報保障は皆無に等しく個人での取り組みが多い結果となっています。聞こえない事で差別を受けている実態も浮き彫りになりました。

これらの問題や取り組み等を幅広く周知させていくために、３ブロック（関東・近畿・中四国）での研修合宿で職業問題を取り上げ議論し、その結果等を２００３年岡山で開催した「第２２回全国難聴者青年活動者研修合宿」で報告、討論を実施しました。同年京都での全国福祉大会分科会にて開催した「全国聴障青年の集い」においても差別法の視点より議論するなどマニュアル作成と並行させて全国的な討論を展開し、職業問題への関心を集めました。また、この京都での取り組みは大会終了後、ＮＨＫの番組で関係者が出演し「職業ＰＪ」に関する報告を行いました。全難聴青年部が創立されて２０余年になるが、希にみる広範囲な取り組みとなっています。

４．マニュアル作成

研修合宿等での議論等と並行して冊子作成に向けての取り組みも行っていきました。
当初は青年部レベルでの小さなものではありましたが、諸問題を的確に捉えてるということより全難聴が受けている助成金対象事業に格上げされました。
今までにも聴覚障害者の職場に関する冊子等は作成されてはいるが当事者がその作成に関わった様子は見受けられず偏った内容も見受けられました。そういうことから、今回は本文作成、イラスト、レイアウト編集等すべてを聴覚障害者自身で作成していくことにしました。かなりの労力を要しましたが、当事者が作る当事者のための冊子であることは評価できます。

構成は以下のようになります。

第1章　聴覚障害者の職場実態
第2章　聴覚障害者に適した職場環境とは？
第3章　聴覚障害とは？
第4章　聴覚障害者とのコミュニケーションについて
第5章　情報保障について
第6章　職場用補聴援助機器について
第7章　雇用・定着支援のための制度・助成金について
第8章　困ったときはこちらへ
第9章　差別する法律から、差別をなくす法律へ

最初に、聴覚障害者の職場でのおかれた問題点を抽出し、その解決策を図式入り等で提示します。その後の章では、解決策の参考となる事項や聴覚障害者の理解のための知識を盛り込みました。２００３年７月より作成に着手し、２００４年５月に完成しました。

５．マニュアルの活用と今後

１０００部作成し、難聴者団体や各関係団体に贈呈しました。企業については絶対数的に不足しますが、難聴組織に属する会員がこの冊子を活用して企業や行政に職場改善の提案等実施していければ良いと考えています。

聴覚障害者に限らず、障害者の雇用状況は日本の不況にあわせて悪化の一途をたどっています。序論で述べたように効率、利益を重視する企業側としては障害者は雇用しにくいのが本音なのかもしれません。しかし、リストラ等に関しては障害者だから、という理由は不当です。聴覚障害者に絞って言えば、情報保障等の支援を受けて会議に参画でき自身の持ちうる能力を発揮できるようになって初めて健聴者と同じスタートラインにつけるのです。障害そのものを能力の有無でとらえることなく、本人が元々持つ能力で判断してもらいたいものです。このマニュアルがその理解促進の一助になれば幸いです。

第Ⅶ部　交流の様子

Ⅶ－１　地域交流会

前回までの国際会議スケジュールには、日本からの参加者と特定の外国協会との交流機会を作る企画は作られていませんでした。国際大会のプログラムの中で、参加者が交流出来る公開のパーティや見学は、何回も大会期間中に行なわれていましたが、参加者の個人的交流にとどまっていて、団体間の交流にはなっていなかったのです。折角の機会なので地元の協会員と全難聴参加団が交流を持ち、今後の連携に繋げないかという狙いで、今回はじめて大会初日の７月５日に日本からの会議代表団とフィンランド協会会長エイラ・ハイノネン女史他スタッフ、IFHOH のマルシア・デューガン理事長他スタッフとの交流会が実現しました。

観光団も含めて、国際大会参加の魅力の一つは開催地の難聴者の生活を知り、友達になると言うことがあります。しかし実現する為には会場の設定や、予算、言語通訳をどうするか（今回はフィンランド語～日本語)、日程の調整など克服しなければならない課題がたくさんあります。JTB の現地支店に大変お世話になりました。

交流会は宿泊しているホテルからバスで１０分位の湖畔にある清楚なレストランで、夕食を囲みながら団欒しました。湖畔側の席に、デューガンさんを真中にハイノネンさんなど地元の方々が並び、内側に高岡さんを真中に全難聴のメンバーがテーブルをはさんで向き合う形で、司会を瀬谷さんが担当、全難聴の活動紹介、国際部の報告を高岡さん、新谷さんがおこないました。単独で部屋を借りたわけでは無いので、ループなどは使えず、また時間の関係もあって個々の交流よりも代表によるスピーチが時間をとりました。

高岡理事長の力が入りすぎたのか、挨拶が予定よりもかなり長くなりましたが、全難聴の熱意が伝わったものと思います。デューガン会長は予想通りの親しみやすい人柄で、パーティ招待の謝礼と共に、全難聴への期待をにじませていました。全難聴からたくさんの参加団を送ってもらったことへの謝意や、日本で IFHOH の役員会を開催してもらいたいことなどが述べられました。またフィンランド協会の尽力で国際会議が開催できた事に、何度も謝意を述べられていました。

デューガン女史の挨拶の中で、「アメリカ・ヨーロッパ・アジアを問わず同じ聴力障害という共通項を持つもの同士、自らの障害を個性の一つとして、地域や文化的背景を超えて、共通の目的である「共に暮らす社会の実現」に向けてそれぞれの地域で歩んで行ければ...」と発言されていました。

又、フィンランド難聴者協会会長のハイノネン女史は「国や地域によって我々難聴者の取り巻く状況は異なるが、情報交換をしながら、少しずつでも我々の社会に置かれた状況を改善して行けたら...」と発言されました。

神戸市の酒井さんから提供いただいた「つまみ絵」の短冊（お雛様や花）や、全難聴からの和紙の小冊子などを、デュガンさんやその他の方に贈呈し、日本らしいお土産が喜ばれました。

フィンランド協会からは連盟旗が高岡理事長に贈られ、またハイノネンさんから出身地

の「ヨーエンス」を紹介する写真集の本を、デューガンさんから工芸品の「しおり」を頂きました。

日本らしいと言えば広島の松中さんが着物姿で、ディュガンさんをはじめゲストの方々にお点前のもてなしをしました。テーブル席で和室ではないので、松中さんは「お茶の心伝わったかな？」とちょっと不安そうでしたが、コミュニケーションは「思い」の交換ではないかなと実感しました。

難聴で日本人同士でもなかなか「思い」は伝わらないですが、国際会議ではその上に言葉の壁があります。共に食事をし、文化や、振る舞い、表情の違いを交換することで、言葉だけで無い感情の共有、理解が進むのではないかと感じました。ハイノネンさんが「(お住まいの) 上空をヘルシンキ～日本間の飛行機が飛んでいるので、お帰りの際は、窓からフィンランドに向かって手を振って欲しい。そしたら、私も我が家から手を振りますからね...」とおっしゃっていました。

貴重な時間をもてたことに感謝しています。

Ⅶ－２　トップ会談

国際難聴者会議　トップ会談

7月８日（木）

自己紹介後高岡理事長から会談内容に入って頂きました。

（Ｔ：高岡理事長、Ｍ：マルシア・ドーガン理事長）

Ｔ／8 年前 1996 年、オーストラリアのグラーツの国際難聴者会議では、全米難聴者協会 SHHH の理事長でいらしたドナ・ソーキンさんの基調報告を伺いました。とても熱意のこもったスピーチで感動しました。その翌年、ボストンで開催された、全米難聴者大会にも参加させて頂きました。それがご縁で翌年私たちの大会にドナさんをご招待しました。

Ｍ／ドナのスピーチには、文化のバリアはないと言っていました。

Ｔ／マルシア・ドーガンさん、昨日の総会では国際難聴者連盟理事長として再選され、おめでとうございます。難聴者の定義について総会で話し合っていたようですが。

Ｍ／メニュエル氏病や人工内耳装用者なども対象に具体的に入れようとしたのですが、「聴覚障害をもった人」に落ち着きました。難聴者は中途失聴者とは違います。110MB 以上であっても難聴者という人もいます。

Ｔ／日本の難聴者にも重要な問題だと思いました。全難聴には難聴者、中途失聴者両者が会員なのです。

Ｍ／中途失聴者は技術との関係もあり、補聴援助機器を使い切れない存在です。文化的にも耳が聞こえない状態にあります。

Ｔ／難聴者の定義についてですが、難聴（hearig loss）と話す言葉(speech)が重要と思います。しかし、相手によって詳細に説明する必要があります。

私も状況に応じて、補聴システムや手話などを使います。

Ｍ／今両耳 85～90ｄB。夜補聴器は外しますが、そうすると何も聞こえません。補聴機器は、電話には電話用のアンプや指向性マイク、磁気ループも使います。手話も使うようにはしています。私たちは、磁気ループと赤外線システム、ＦＭワイヤレスマイクで会議を開いています。

リアルタイム字幕 CART（コンピュータ・アシステッド・リアルタイム・キャプショニング）があれば、手話は不要かなと思うが、日本ではどうでしょう。

Ｔ／全難聴は通信機器の基準・規格づくりにも関わるようになっています。

国が難聴者を支援する制度は、70ｄB 以上で、そのレベルは高いです。デシベルで必要性の有無を分けるべきではないのです。

Ｍ／70dB とは難聴者ですか？中途失聴者ですか？

Ｔ／そういう言い方はしません。70ｄB 以上の聴力損失だと国の支援を受けられるということです。

M／40～60dB の人たちはどうなるのですか。
T／そういう人たちが支援を求める声が大きくなってきました。
M／仕事をもっていても、支援なしだと仕事を失うのではないでしょうか。私たちは、30dB の人たちをサポートし始めています。スピーチやコミュニケーションに影響があります。
T／全難聴は支援の基準である 70ｄＢを下げること、さらに数値で分けるのではなくニーズで分ける。この 2 本立てで取り組むことにしています。難聴者は環境によって聞こえが異なるのでデシベルではコミュニケーションの困難さは測れません。
M／会話も騒音なしなら聞こえますが、レストランでは聞き取りにくくなります。健聴者はそのあたりを理解しきれません。騒音の下では支援を必要とします。
T／全難聴では、70ｄＢ 以上と以下の人の難聴者の聞こえの実態調査とシンポジウムを行ないました。
M／その結果はどうでしたか。
T／四、五人以上で話す場合など多くの場面で、両グループでの違いはなかったのです。シンポジウムは、ＮＨＫや新聞で広報し、多くの反響がありました。
補聴器給付制度変更のため、補聴器販売店やメーカー業界との関係を強化しました。ドナさん来日当時は、まだだったのですが、今は補聴器販売専門店認定協会のメンバーに入っています。
M／それは素晴らしいことですね。その団体は全難聴と医師、メーカーがはいっているのですか。
T／そうです。他に「補聴器普及の在り方検討員委員会」があって、そこで補聴器給付の基準など検討しました。そのメンバーもです。
M／補聴器の給付についてですが、フィンランドでは無料です。アメリカは違います。貧しい人には無料で給付されます。それ以外は保険ですが自己負担は小額ですみます。
T／日本では、70ｄＢ以上の人はほぼ無料です。しかしフィッテングの問題があります。日本でも難聴者は大勢います。しかし全難聴の会員は少ないです。600～800 万人が日本でも難聴者が存在すると思っています。
このうち、政府が支援する対象は 35 万人です。会員は約４千人で他の団体も併せて、0.01％が組織化された難聴者です。それは SHHH も同じ割合ですね。今回の会議で聞いたスイスもそうでした。
M／情報不足や補聴器装用への要望を出してこない、必要性を認めたくない人たちがいます。
T／全難聴と国際難聴者連盟の双方で情報交換をして学びあうことが必要ですね。
M／お互いに学びあうというのが国際難聴者連盟の考えです。
スカンジナビア、スウェーデンでは、子どもの教育については、統合教育をおこなっています。昨日、ハーバード大にろう学生が一人いると発表していたがおかしいですね。私たちは 140 名の学生に対して、ループや赤外線など、あらゆる技術を使って支援をしています。このことをきちんと報告してほしいと思いました。
T／難聴者を支援する人のことについてですが、全難聴は字幕放送拡充と要約筆記者養成

に力を入れてきました。手話と同様に文字による通訳が必要と考えているからです。政府に働きかけ、要約筆記者養成制度が出来ています。しかし、もっと専門的な力を持った人を養成する方向にあります。
M／要約筆記について発表されていましたね。言語により、要約筆記は難しいと言っていました。
T／日本語には、橋、箸のように同音異義語があるからです。日本では手話通訳者はろう者と難聴者は要約筆記者団体と密接な関係を持って運動しています。他国では難聴者と支援者の団体との関係はどうなのでしょうか。
M／支援者とは良い関係を築いています。嫉妬もありません。しかしニーズが違います。CART・手話はいいが、要約筆記は不要と言う人もいます。
T／国際難聴者大会参加は、第２回（ストックホルム）からです。
M／モントリオールは？
T／リンデン氏が会長でした。彼からアジアの難聴者組織化を頼まれており、今でもそう思っています。
M／今でもそう思っています。タイ、中国、カンボジア、ラオスなどと会談しました。ラオスはスウェーデンと支援プロジェクトを組んでいます。中国とは今日会談しましたが、国際難聴者連盟に加盟したいと言われました。東南アジア、南アメリカにも国際難聴者連盟の組織化を考えています。
日本で、２～３日間の会議を開催し、難聴者を招待していただけると、東南アジア、欧米から参加があるかと思います。検討していただけると嬉しいです。2 年後の会議はドイツで開催します。そのとき全難聴からも参加してください。４年後はバンクーバーで国際会議を開催します。その２年後の会議を日本で開催することについて検討お願いします。
T／役員会に持ち帰って検討します。これは、私たちからの記念品です。
M／とても嬉しいわ。良い記念になります。

（機関誌「難聴者の明日」より転載）

おわりに

国際難聴者会議が終わってすぐの８月にIFHOH が世界障害者連盟 (IDA) に加盟したとの知らせが届きました。これは IFHOH が本格的に国際的に難聴社福祉の向上に向けての一歩を踏み出したのかと期待感を抱きました。

しかし、IFHOH は名前こそは国際的ですが、組織そのものが強固でなく、事務局もボランティアで随時運営されている状況です。したがって、すぐに国際的な場で世界の難聴者・中途失聴者たちの声を代弁するまでには至っていないようです。

現在、世界や日本では障害者全体の福祉向上に向けて様々な動きが見られます。その中で一番大きな動きは国際連合による障害者権利条約の制定に向けての動きです。

EU では難聴者・中途失聴者福祉の向上のトップバッターを切っているのがイギリスでEU 各国に対し、指導的な役割を果たしています。イギリスには王立聴覚障害者研究所 (RNID) という非営利組織があり、100 年の歴史を持っています。年間収入も 80 億円を超すほど大きな組織で会員数は 3 万人を超しています。この組織の運動で 2003 年にコミュニケーション法という法律が制定され、情報保障の対象範囲がより拡大されました。字幕放送を例にとりますと、前法 (1993 年制定)ではテレビ局に限定されていたのですが、新法ではオーデイオサービス、衛星放送、ケーブルテレビなどすべてを含めて 2008 年までにライブも含めて 80% 以上の字幕表示が義務づけられます。この RNID が先頭に立ってEU 全域で活動を展開し、欧州電気標準化委員会に大きな影響を与えています。当然、EU単位で障害者権利条約の制定に向けてもコミュニケーションへのアクセスについてよりよい内容になるよう行動を展開しています。

日本でも障害者自立支援法制定の動きなど難聴者・中途失聴者を取り巻く環境が急変しようとしています。しかし、どんな状況になろうとも、難聴者・中途失聴者のための「アクセシブルコミュニケーション」の理念を死守しなくてはなりません。完全に情報保障が成立したときの経済効果は計り知れないものになろうと予想されます。そのためにも、障害者権利条約特別委員会に対しては情報保障について十分に考慮された内容になるよう全難聴としても働きかけなくてはいけないでしょう。

そこで、経済的にも福祉的にもアジアをリードする立場にある日本としても、独自に、あるいはＥＵやアメリカの難聴者・中途失聴者関連の組織と密に連絡を取り合い、国連障害者権利条約の制定あるいは障害者の機会均等確保のための標準規則の見直しに向けて難聴者・中途失聴者を十分に考慮した内容になるよう心がけて行かなければならないと考えています。

そしてまた、日本における難聴者・中途失聴者の福祉向上を例えば、福祉サービスの基準を WHO の基準に合わせるなどといった向上を確保し、同時にアジア諸国の難聴者・中途失聴者福祉の向上にいくらか貢献して行かなくてはいけないと考えています。

この報告書が示すように日本の難聴者・中途失聴者福祉は欧米先進国と比べ、明らかに何十年も遅れています。難聴者・中途失聴者は聞こえさえ保障されれば、健聴者と同様に彼らが本来持っている能力を十分に発揮できる最も健常者に近い存在です。それだけに、繰り返しになりますが、情報の完全な保障が日本の経済に及ぼす効果は計り知れないものがあると断定できると思います。

今後も難聴者・中途失聴者福祉の向上のためにやらなければならないことがたくさんあります。これからも、全難聴、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の活動にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

巻 末 資 料

1：国際難聴者連盟（IFHOH）について

国際難聴者連盟は 1977 年、ストックホルム（スウェーデン）に全国的な難聴者協会（ベルギー、フィンランド、フランス、西ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、スイス、英国）が集い、 International Federation of the Hard of Hearing という名称で設立されました。（注：名称は 1988 年に International Federation of Hard of Hearing People に変更され、現在に至っている）

IFHOH のロゴは 1982 年にパリで行われた総会でスイス難聴者連盟から供与され、使用しています。

IFHOH は 1988 年まで総会を毎年行ってきたが、1988 年より二年おきに行うようになりました。スイスのモントルーで行われた 1988 年の総会で IFHOH Europe (現 EFHOH) の設立が決定され、1993 年に設立されました。

国際会議は、1980 年に第１回の国際難聴者会議をドイツのハンブルクで行って以来、４年に一度国際会議を開催し、難聴者の交流を深めると共に、難聴者が抱える問題の解決に向けて運動を進めていくことを目的としています。昨年８月には世界障害者連盟（IDA）に加盟し、国際的な発言力を高めるべく活動を進めています。

現役員構成は以下の通りです（任期は 2006 年まで)。

President	Marcia B. Dugan (USA)
Vice Presdent	Barbara Wenk (Switzerland)
General Secretary	Darja Holec (Slovenia)
Treasurer	Harry Piela (Finland)
Board Member	Jan-Peter Strömgren (Sweden)

加盟国は４５カ国、協力国が２９カ国で構成されています。主な加盟国の一覧は以下の通りです。

ヨーロッパ：オーストリア、ベルギー、ボスニアーヘルツエゴビナ、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、オランダ、デンマーク、クロアチア、チェコーリパブリック、ハンガリー、アイルランド、イタリア、スイス、ノルウェー、スロバキア、ウクライナ、英国、スウェーデン、トルコ、

スロベニア
北アメリカ：カナダ、アメリカ
オセアニア：オーストラリア、ニュージーランド
アジア：イスラエル、日本、カザフスタン、クウェート
アフリカ：ケニア、ザンビア

IFHOH は 1991 年に東京で行なわれた世界ろう者会議で、世界ろうあ連盟（WFD)と協議し、一致した見解を共同声明として発表しました。コミュニケーション手段は、音声言語、手話の違いはあっても、自己の意思で『難聴』か『ろう』かを選択できる権利をもつというものです。

Agreement on Terminology Between the International Federation of Hard of Hearing People and the World Federation of the Deaf

"Hard of hearing" means: all people who have a hearing loss and whose usual means of communication is by speech. It includes those who have become totally deaf after acquisition of speech.

In a joint declaration signed in Tokyo in 1991 the International Federation of Hard of Hearing People and the World Federation of the Deaf agreed that "hearing impaired" is a term intended to cover deaf and hard of hearing individuals under a single category. However, deaf and hard of hearing persons in most countries reject this definition because it fails to recognize any distinction differentiating these two social categories.

The joint declaration recognizes and respects the right of individuals with hearing losses ranging from mild to severe to regard themselves as either "deaf" or "hard of hearing" and both organizations agreed to recognize the terms "deaf" or "hard of hearing" only in their official terminologies.

IFHOH wishes to make it clear that references to "hearing impaired" people in any document accessed through this web-site is not the responsibility of IFHOH nor are they intended as a contravention of this agreement.

IFHOH はさらに人工内耳についても 1994 年に人工内耳手術を医療として認める声明を発表しました。

現在、IFHOH は以下の委員会を設置しており、難聴者・中途失聴者が抱える問題の解決に向けて協議を進めています。

◎教育委員会　（委員長：Hartwig Claussen 教授、ハンブルク）
◎法律委員会　（委員長： Lars Linden 氏、スウェーデン）
◎技術委員会　（委員長： George Fellendorf 博士、アメリカ）
◎社会施策委員会（委員長： Michael Whitlam 氏、英国）
◎財政委員会　（委員長： Seppo Matinvesi 氏、フィンランド）
◎リハビリ委員会（委員長： Klaus Verch 博士、ドイツ）
◎中途失聴委員会（委員長： Judith Tingley 氏、英国）

２：IFHOH と日本の関わり

1980 年にドイツのハンブルクで行われたオーディオロジー国際会議に出席していた日本ろう話学校長の大嶋　功氏が隣室で IFHOH の国際会議が開かれていたことに気づき、接触したのがきっかけでした。大嶋先生より当時の全難聴会長の故入谷氏に連絡が行き、次の 1984 年に開かれたストックホルムの会議から代表団を派遣するようになりました。同時に IFHOH に正会員として加盟し、現在に至っています。

過去に開催された国際難聴者会議

１９８０年　ハンブルク（ドイツ）
１９８４年　ストックホルム（デンマーク）
１９８８年　ジュネーブ（スイス）
１９９２年　エルサレム（イスラエル）
１９９６年　グラーツ（オーストリア）
２０００年　シドニー（オーストラリア）
２００４年　ヘルシンキ（フィンランド）
２００８年　バンクーバー（カナダ）

第７回国際難聴者会議　報告書
～アクセシブルコミュニケーション～

本書は全国生活協同組合連合会の助成を得て
編集製作したものです。

発行日　　２００５年３月３１日
編　集　　（社）全難聴・国際部　報告書作成委員会

発　行　　社団法人　全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
〒１６２－００６６　東京都新宿区市谷台町１４－５
ＭＳビル市ヶ谷台１Ｆ
電話　０３－３２２５－５６００
ＦＡＸ　０３－３３５４－００４６
http://www.zennancho.or.jp/
mail: zennancho@zennancho.or.jp

印刷所　　株式会社　功文社

＊　無断転載を禁じます。